

労使間トラブルを回避する労働契約の基本

主催：岡崎商工会議所 中小企業相談所

「労働契約法」では、労使間のトラブルを防止するため、使用者は、必ず労働条件が記載された雇用契約書（労働契約書）を作成しなければならない、ということになっています。単に書面を交付するだけでも構いませんが、仮に労働者とトラブルになった場合を想定し、書式の整った契約書を作成して、証拠が残るような形で労働条件を明示しておく必要があります。

今回、基本的な事項をわかりやすく解説いたします。是非この機会にご受講くださるようご案内申し上げます。

- ◆ 日時 平成24年10月23日(火) 13:30~15:30
- ◆ 会場 岡崎商工会議所 5階 501会議室
- ◆ 講師 本所専門指導員 三浦法務事務所 社会保険労務士 三浦 太介 氏

1. 労働契約法とは？

- 労働契約の基本原則
- 期間の定めのある労働契約

2. 雇用契約書の作成

- なぜ、契約書を作成するのか？
- 作成のポイント

3. 労働契約法の今後について

- 検討されている課題
- ほか



- ◆ 受講料 4,000円
(但し、岡崎商工会議所会員は2,000円)

- ◆ 申込先
岡崎商工会議所 担当：和田紫野
TEL:53-6500 FAX:53-0101

- ◆ 振込先
岡崎信用金庫本店 普 0027917 もしくは
三菱東京UFJ銀行岡崎支店 普 541451
口座名義：
岡崎商工会議所 中小企業相談所
所長 杉浦昌幸

【お申込み】 FAX：53-0101 岡崎商工会議所 和田行
労働契約セミナー「労使間トラブルを回避する労働契約の基本」【10月23日(火)】申込書

受講者氏名(ふりがな)		勤務年数	事業所名		従業員数
連絡 担当者名		業種	TEL	FAX	